

## 第105回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

### 1 開催日時

令和6年1月18日（木） 9時45分から11時45分まで

### 2 開催場所

盛岡市内丸13番1号 岩手県民会館 4階 第2会議室

### 3 出席者

【委員8名 敬称略・五十音順】

石川 奈緒

伊藤 歩（会長）

大西 尚樹（リモート）

櫻井 麗賀（リモート）

鈴木 まほろ

永幡 幸司

平井 勇介（リモート）

前田 琢

【事務局】

環境保全課総括課長

加藤 研史

環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長

阿部 茂

その他関係職員

【事業者】

株式会社タカ・クリエイト

### 4 議事

（冒頭、事務局から、委員14名中、会場参集5名・リモート3名の計8名が出席しており、半数以上の出席により、会議が成立していることを報告し、議事に入りました。）

#### 盛岡築川風力発電事業 環境影響評価方法書について

[伊藤歩会長]

それでは、議事の「盛岡築川風力発電事業 環境影響評価方法書」の審議に入ります。初めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

（環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明しました。）

[伊藤歩会長]

御説明ありがとうございました。それでは審議に入りたいと思いますが、事前質問への回答について、希少種の生息場所の特定に繋がる質問以外で、改めてお気づきの点がございましたら、お願いしたいと思います。なお、事業者の方は発言する際に、所属、氏名を述べてから御発言いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは早速、御意見、御質問ありましたらお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

私の方から最初に質問させていただきますけれども、事前質問の3番、あと石川委員の4番、齊藤委員の5番とも関連するかと思ひのですが、この事業実施区域が非常に重要な生態系上、保全すべき場所になっていて、そういったところはできるだけ避けていただきたいということで御質問させていただきました。その回答のところに、概ね尾根上の線状の改変に限られてくるということで、地図も示していただいているわけなのですが、新しく通す道路ですとか、ヤードの位置ですかね。そういった平面上を見ると影響が小さいかなという気がするのですが、そのヤード上に150mから200m規模の風車が建つということで、そういった面的なものだけでなく、空間的な影響についてもどのようにお考えなのかということをお聞かせいただきたいと思ひます。

[事業者]

タカ・クリエイトの高島でございます。今日は大変お忙しい中、御指導いただきますがよろしくお願ひします。

今、伊藤会長から御質問がありましたけれども、そこに回答いたしました通り、例えば牧野組合さんの今既に使われている道路であるとか、そういったところを活用しながら、先ほどの資料No.1-5にありますように、最終的な配置ではなかなかないのですが、これを基本にできるだけ改変を少なく、御指摘ありました景観につきましては、これも後程出て参りますけれども、準備書においてフォトモンタージュを作ってお示しする予定でございます。冒頭にありました改変、地元への影響、そういったものを最小限にし、また、地元からの逆にこの機会に地元活性化に繋がるような事業にして欲しい、そういったところに人が集まるようなものを作って欲しいとか、そういった御要望に承えていくような事業にしていきたいと思っております。

[伊藤歩会長]

環境に対する影響のことを伺っているのですけれども、今、景観というお話がありましたが、動植物等に対する影響ですね、風車が建つことによる影響はどのようにお考えなのでしょう。

[環境影響評価受託事業者（以下「受託者」）]

日本気象協会の成田と申します。よろしくお願ひいたします。

御質問の通りこの地域につきましては、各種の自然環境保護の地区指定がなされている状況にございまして、区界高原自然環境保全地域だったり宮古市高森鳥獣保護区、あるいは植生自然度9とか保安林、そういう指定がかなりされてあります。先ほども出てございますけれども、対象事業実施区域としては結構大きめになっているのですけれども、実際には資料No.1-5でお示したような線状開発になりますので、改変面積は結果的には小さくなっているかなということだと思います。ですので、実際に地区指定、区域指定がされている部分の現状での保全対象がどうなっているのか、と申します

のも、以前この場所については、土地利用の変遷があったと現地の方からも伺ってございまして、そういう変遷を経た上で、今なお、保全すべき対象がどの程度残っているのかということに関しましては、現地調査をしっかりとった上で把握してそれを十分に保全できるような計画にフィードバックするということになるかと考えてございます。

[伊藤歩会長]

同じような地面のお話なのですけれども。空間的な影響をお聞きしているのですけれども、そのあたりはどうなのでしょう。風車が建つことによる影響ですね。

[受託者]

風車が建つことによって、特に鳥類、猛禽類ですね、バードストライクの影響とかが出てくるかと思えます。それにつきましては、秋から先行して猛禽類調査も着手しておりまして、その結果はまだそんなに揃っていないのですけれども、その結果を加味しつつ鳥類への影響を今後検討していくと考えております。

[伊藤歩会長]

今調査中だということですね。

[受託者]

はい。

[伊藤歩会長]

この点については私からはここまでにさせていただきます。  
他にいかがでしょうか。前田委員お願いします。

[前田委員]

事前質問の21番、22番に関してですけれども、まず、今言われたように、この地域は猛禽類の生息地として非常に重要で、とりわけ、イヌワシという絶滅危惧種が多く利用している場所になりますので、当然、風力発電を建設する場合、一番の重要検討事項になるというわけです。そのことについて、専門家に事前に話を聞きに行っておられるのですが、その結果が記載されていなかったということで、正式なヒアリングではなかったから書かなかったというよく分からない説明がありますが、実際にそのヒアリングをされた方から、別途、意見が出ておりまして、そこにもヒアリングされたのにその内容が全く書かれていないという指摘が出ております。正式か正式でなかったか、そのあたりはこちらは分かりませんが、少なくとも話は聞いて、ここに重要な猛禽類が生息していて建設には不適切だという話を聞いてはいるわけです。はっきりとそれを聞いていながら、全くそれに触れずにこのような方法書を出されたというところ、環境、特に猛禽類に対して非常に意識が届いていないということは大きな問題であると思えます。それで、パブリックコメントの方で2番目のヒアリングされた方からの指摘が18ページ13番にあります。ここで、事業者の見解として「ご相談時に提起されました問題・課題につきましては、然るべき施策を講じ、対応してまいります」と回答されております

ので、まず「然るべき施策を講じ、対応」というのはどういうことをされるのか、それをお聞きしたいと思います。

[伊藤歩会長]

よろしくをお願いします。

[事業者]

はい。タカ・クリエイトの高島でございます。

先ほど前田委員からお話があった 21 番についてでございますけども、資料にもありますように、環境アセス方法書を提出しているのは今年の 9 月 15 日でございます。それ以前の 1 年前にそういった先生や環境保全課といろいろなところを回って、この計画の概要の精度を上げながら環境アセス方法書へ提案していこうということで、資料にも書きましたが、当初はもう少し範囲を広く考えて、11 基ではなくて 16 基ぐらいと考えると、風車間を 350m から 250m にしてコンパクトに開発するとか、いろいろ御相談の時にも、あちこちで起きているバードストライクに対する対応、餌場になるのであれば餌場にならないような対応というようなサジェスチョンをいただいていますので、そういったことを踏まえて方法書にしたため、計画を提案してきております。また、環境アセスの審査に向けてのヒアリングについては、日本気象協会さんの方で御相談をしてヒアリングをお願いしたいということで進めて参りましたが、その後の対応については、そこに書かれているような状況なので、全国的にも知見をお持ちの先生にお聞きして進めてきたというところでございます。ですから、先ほどの意見の中で、対応については風車の位置、範囲、バードストライク、餌場にならないようなお話であるとか、万が一餌場ということが見られれば、代替の餌場を検討するよというようにお話をいただいていますので、そういったことを踏まえて計画を今進めようとしておりまして、これからまさに準備書に向けた検討をさせていただきたいと思っております。以上です。補足で気象協会さんからお話を。

[受託者]

特にございません。今ので十分でございます。

[前田委員]

今のお話の中で、万が一餌場であった時はとありましたが、万が一ではなくて餌場だときちんと明言されているわけですね。ですから、まずその認識が非常におかしいわけで、専門家が餌場ですと、非常に問題がありますと言っているの、それを受けた対応をすべきところ、全くそれを聞いていないような状態で、このヒアリングも現地をこの方知らないのではないですかね。岩手から数千 km 離れたところにいらっしゃる方にヒアリングをしてそれで済ませていると。そこが非常に進め方の問題です。それに対して然るべき対応をするというので、その対応をお聞きしたいのですが、それは具体的にどういうことをされるのでしょうか。

[受託者]

日本気象協会の山田と申します。よろしくお願いたします。

方法書段階でヒアリングをさせていただきました専門家につきましては、お住まいというところでは確かに遠くに居住されている方になります。ただし、現地というところではございませんが、岩手県内の案件に関しても、猛禽類の専門家として御助言を数度、御発言されているような先生となっております。なおかつ、この先生につきましては、1度現地を御訪問いただきまして御確認いただいているような状況でございます。ですので、本ヒアリングをさせていただきました先生につきましては、不適切だとかそういったことではないと私たちの方では判断しているところでございます。また、先ほどイヌワシの餌場というところでございますが、やはりこちらの方も、現在の状況というところを把握して参りまして、その上での施策というところで、どのような対応が必要かというところを検討させていただきたいというところがございます。事業者の方からもありましたように、餌場の代替地が必要であれば、そういったところの施策を今後検討していかないといけないというところもございます。また、飛来方向だとかそういったところを勘案して、もし餌場を代替地として必要とするならば、どういった方法で創出するのか、そういったところを今後の現地調査の結果を踏まえた上で検討していく事項と私たちの中では考えているところでございます。

[事業者]

タカ・クリエイトの高島でございます。

それと補足で、委員等事前質問・意見の資料の24番でございますように、現地の猛禽類調査については、前田先生からも実態をしっかりと調査をしろというお話が昨年の別件の方法書の技術審査会でもいただきまして、この盛岡築川については、早速9月から猛禽類調査を始めまして、まだ12月までではございますけれども、採餌の実績だとか飛来であるとかいろいろ調べております。その中でも、現在までは採餌の実績はございません。ですから、やはり実態をしっかりと調査をして対応していきたいと思っております。以上です。

[前田委員]

猛禽調査をしっかりとしろと言ったというお話もありましたが、全くそのような覚えがありませんので、非常に不可解なことと言われるなと思います。そもそもこういった計画は、事前情報に基づいて、その場所が適切なのか他に変わったほうが良いのか、そこを検討しなければいけないので、まず猛禽類調査をしてそれから考えるというのは手順が全く逆です。ですから、そこは大きな間違いを犯しているわけなので、ここは改めていただかないと今後の審査は進みませんのでよろしくお願ひします。それから、パブリックコメントの4番に対する回答でバードストライクの影響を回避又は極力低減できるように検討していきますというようなことが書いてあります。改めて、どのように回避・低減するつもりなのかその方法を教えてください。

[受託者]

日本気象協会の山田でございます。

現在のところ、先ほど先生からおっしゃっていただきましたように、調査を進めているのが手順的には間違っているというところがございますが、こちらの方の出現種というところをまずは把握していきまして、その中で必要な対策というのは、今のところ、海ワシ類のバードストライクの対策などを環境省様から出されている資料等を参考に行なっていくことを検討している段階でございます。以

上でございます

[事業者]

それと先ほど前田委員がそういった話はないとお話されましたけれど、間違いなく7月の時点で非営業期間も含めて2か年しっかり調査をしろというお話をいただいて、我々としてはそういった指導に基づいて早速調査にかかってきております。以上です。

[伊藤歩会長]

今の御指摘に対してはいかがでしょうか。

[前田委員]

この審査会ですか。

[事業者]

7月の審査会です。岩手九戸風力発電事業の方法書です。

[前田委員]

別件ですね。なんでその別件がここで出てくるのですか。

[事業者]

同じ指摘ですから。

[伊藤歩会長]

場所が全く違うではないですか。

[前田委員]

とんでもない勘違いをされていますね。それぞれの件について話していたので、そういう他の話を持ってきて都合よく解釈するというのは、これはとんでもないことですよ。

[事業者]

調査に関して同じような方法について申し上げただけで、それで言われたからという話ではないのですけれども。

[前田委員]

調査すべきところもありますけれども、ここはそれ以前に事前情報でいることが分かっている、それに基づいて対応を決めるということで、調査をしっかりやりなさいというような話には全くなっていないので、そこは認識を変えていただきたい。

さっきの件に戻りますけれども、お答えでバードストライクを回避・低減するための方法というのが具体的に出てきませんでしたが、どういう対策をとられるつもりなのでしょうか。

[受託者]

日本気象協会の山田でございます。

海ワシ類のバードストライクの対策といたしまして、掲載されております目玉マークの設置や航空障害灯につきましては、色の選定だとかそういったところを現在は考えているところでございます。対象種の方がまだ絞り切れていないところでございますので、こちらについては、設置する高さだとかそういったところの検討はまだ行なってはおりません。以上でございます。

[前田委員]

結局、目玉をつけるとかブレードを赤く塗るとか、そういう効果もよく分からない程度のことしか現状できないわけですね。それで低減したと言って、結局建設するというのがまかり通っているわけです。実際に回避・低減するには、もう建ててしまったらどうにもできないわけですね。ですから、先ほど言いましたように、建てる前に場所をきちんと選定する。これしかないわけです。その手順を全く踏まえていないので大きな問題になっていますので、まずそこからやり直していただく。つまり、この場所は不適切だということがこれだけ専門家に言われて明らかになっていますので、他の場所を見つけるという作業が必要になります。それをぜひともお願いいたします。以上です。

[事業者]

先生の言われるお話は分かりましたけれども、我々としても猛禽類に精通した先生にヒアリングをして、それでこれから調査をしてしっかりやって欲しいと言われてきていますので、先生方のいろいろな関係は我々は存じ上げませんが、ヒアリングとしては十分ではなかったとは思っておりません。

[前田委員]

繰り返しになりますけれども、作ってしまったらバードストライクは防げないわけですので、必ず影響が出ます。ですから、調査してから考えようというその考え方自体が誤りです。今、風力発電は立地を上手く考えて、影響を避けることが社会的な認識の中心になっております。建ててから考えるというのは、今の世の中では通りませんので、まず立地をもう一度検討し直す。この作業が必要になります。よろしく申し上げます。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。これに関連して私の方から事実確認をさせていただきたいのですが、前田委員の方からあった最初にヒアリングをされた方というのは、意見の概要と事業者見解の18ページの13番の「小生がヒアリング時に述べたが」という方と同じということによろしいでしょうか。

[事業者]

ヒアリングではないと先ほども御説明しましたように、我々としては、

[伊藤歩会長]

その21番の事業者回答のところに「環境影響評価手続き開始前の事業立案時に、事前に」というところの「専門家」という方は、この「小生が」と述べられている13番の方と一致しているということによろしいでしょうか。

[事業者]

はい。

[伊藤歩会長]

そうしますと、正式なヒアリングなのかどうか分かりませんが、おそらくここは地元の専門家の方だと思いますので、そのヒアリングの内容を追加資料として出していただきたいと思いますがよろしいですか。

[事業者]

22年の11月、その先生にも聞きましたし関係しそうな方々にいろいろお話を聞いて、先ほども申し上げましたように、場所の選定、絞り込み、そういったところをやってこの計画を方法書に出しているということですが、そういう経緯もいろいろ出すということでしょうか。

[伊藤歩会長]

いえ、最初にこの方にヒアリングをした時の内容を追加資料として出していただきたいと思います。

[事業者]

出すことについてやぶさかではないのですけれども、基本的にそういう事前の相談でやってきたものを出すことは問題ないでしょうか。

[伊藤歩会長]

全く問題ないと思います。この地域のイヌワシの状況とかをおそらく回答されていると思いますので。時間的にも昨年、もしくは1年前ぐらいですよ。そんなに前の状況ではありませんので、その結果というのは有効だと思いますので、ぜひ出していただきたいと思います。

[事業者]

分かりました。提出します。なおかつ先ほど前田さんが言われました、建ててからでは遅いという話なのですが、基本的には方法書で調査をして準備書で実施計画を出していくわけなので、そういったことを踏まえ計画して参りたいと思います。

[伊藤歩会長]

計画のことは今伺っているわけではないのですけれども。

それとですね、配慮書もカットされているわけですが、やはり立地選定ですね。どういう選定の仕方をしてきたのかというプロセスをやはり示していただきたいと思います。これもぜひ追加資料

として出していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。一般的には複数の地点を最初を選んで、そこから抽出するという作業が必ず入ってくるはずなのですね。ですから、その過程をきちんと示していただきたいと思うのですが。

[事業者]

分かりましたけれども、いろいろなところをリサーチしながら精度を上げてきていますので、どこから出すかということもありますが、先ほどの22年の11月頃からのプロセスをまとめたいと思います。

[伊藤会長]

はい。ぜひお願いしたいと思います。他にいかがでしょうか。永幡委員お願いします。

[永幡委員]

騒音と人触れで何点かですけれども、騒音の調査地点のところでは今回の地図を付けていただいたのは、そこが候補地であることはもちろん確認できるのですが、これだけでは、その他の地点ではなくてそこであるというところまでは確認できません。これは、今の段階よりは、準備書の時に最終的にどこの地点でやったのかというのをはっきりさせた時にセットで出てきた方がより詳細に審査ができると思いますので、その時で構いませんので、なぜその地点なのか、要するに、沿道①とか沿道②とありますけれども、大まかにはもちろんここで良いと思っています。車の動きを考えたら、それぞれ東側・西側で1か所ずつ取らねばならないというのは、その意味では全く正しいと思っていますのですが、その中で一番影響が大きいところで調査をして、そこで十分静かであれば他のところはそれより静かなので大丈夫ですよというロジックでやるしかないですね。1点ずつでやるのならば、線的にやっているわけではないから。1点だけで済みますのであれば、やはりその地点が一番影響が大きいと言えます根拠をはっきり、例えば、坂道がそこにあるからそこは踏み込むことになるのでここが明らかに大きくなるのだとか、そういうのが分かるような資料をきちんと付けてくださいというのがお願いです。

[受託者]

日本気象協会の成田でございます。

承知いたしました。今のところ、方法書本編では5万分の1なので荒い地図になってしまっていますが、実際にどこの場所での沿道なのかということは、借地をする意味でもはっきり決めねばなりませんので、今先生がおっしゃったような点に重々留意しつつ、その結果についても準備書の方には示していきたいと考えております。

[永幡委員]

はい。次に、事前意見に対する回答の33ページの9番のところなのですが、回答が今ひとつなのかなと思っていて、結局、疫学調査とかを見た中で、科学的に確定ではないが2km以上離れたところと1.5km以内であるならばどうも有意差があるのではないかという結果が出ている中で、要するに、安全側に考えるのであれば、そこはとりあえず2km離そうという話になるところですよ

ね。なんだけれども、そうではなくて、風車から一番近いところを地図で見ると方法書 203 ページに 1.2 kmとありますけれども、これはその観点から言ったら近いわけです。そこに建てても大丈夫なのだと考えるその根拠というのはやはり示す必要があるだろうし、その辺に関する言及がほぼされていなくて、その辺をどうお考えなのかというのを教えていただければと思います。

[受託者]

日本気象協会の成田でございます。

先生がおっしゃいましたように、2 km以上離れていてもそういう被害というか事実というかそういう主張もあるところでございます。我々自体は、そのような事実があるということも文献等あるのは存じ上げておるのですが、数値的に評価した時に、これ以下だったら良いのか悪いのかという判断というか、拠り所としては今のところ国の定める指針値だったり、ここは、環境基準は当てはまらないところですけども、指針値は当てはまるのですが、そういうものを根拠に評価するしかない状況がございますので、1.2 kmという距離が十分なのか十分ではないのかというのは、疫学的な知識とかそういうものにつきましては踏み入ることができませんので、どうしても指針頼りにはなってございます。

[永幡委員]

指針より新しい知見として、例えばWHO欧州事務局のガイドラインもありますし、あれだと同じ結果にはならないですよ、最後の最後で計算も違うので。ですから、そのような複数なもので見た中で、大丈夫であるかというのを確認するとかというのは、おそらく最低限必要なことであろうし、その他疫学的な知見で、レベルとかよりはむしろ距離なのではないかと言っている研究者もいるぐらいです。なので、その辺のことも十分に押さえた上で、いかに安全側に評価するかというのが一番重要なのではないかと思います。もちろんとりあえず建てた上で、少しでも問題が出ればすぐ止めますというのであればそれはそれでいいのですけれども、現実的に作った上ですぐ止めるなんてできませんよね。それができないのであれば、やはりまず人に被害が無いようにするというのが前提ではないでしょうか。だから基本安全側で考えないと問題が起きませんか。

[受託者]

承知いたしました。御指摘いただきました他の基準、日本のみならず世界的に見たらいろいろな基準がございますけれども、その中でも欧州で定められている基準とかそういうものに対してはどうかといったことも含めて、可能な限り準備書の方ではその辺りとの比較はやっていきたいと考えております。

[事業者]

タカ・クリエイトの高島ですが、ありがとうございます。

今の1.2kmのところも、実際の今の騒音、それからその前にいろいろ障害物があつたりしますので、実態も掴んで、最終的にもし作らせていただいた時にどうなのかといったところも現場を確認をさせていただきたいと思っています。

[永幡委員]

きちんと調査の上、適切な評価がされれば良いのですけれども、科学的によく分かっていない問題に対する評価というのは最も難しいわけなので、そのところはやはり慎重にさせていただきたいと思います。あと2ついいですか。

[伊藤歩会長]

はい。

[永幡委員]

順番が逆になってしまったのですけれども、幹線交通を担う道路に近接する空間のことに関しては触れられているのですけれども、そこが一番大事なのではなくて、あくまでも環境基準の準用なので、一番大事なことは、現在満たしている最も厳しい基準に当てはめた時に、供用後何が起こるか、超えてしまうかどうかという評価をしないと全く意味がない。なので、そのようにやってくださいということが言いたかったのですが。明示的に出さなかったから読み取っていただけなかったのかなと思います。そのようにしてください。

[受託者]

はい。御指摘の点を考慮しまして、基準としては単に法令等のものではなくて一番厳しいものを取ることも含めて検討いたします。

[永幡委員]

あくまでこれは準用です。だから基準に合っているかどうかという話をするべきところではないです。ただその環境基準を使うことで、分かりやすいから使うということで使っているだけですから。

[受託者]

はい、承知いたしました。

[伊藤歩会長]

すみません、今のは8番のところの御指摘ですか。

[永幡委員]

はい。最後、人触れの33番なのですけれども、これはほとんど確認的な話なのですが、静穏性が必要なのできちんと音に関する調査をしてくださいというのが指摘です。明確に事業者回答の方で静穏性に関してきちんと調査しますという明示的な言葉が書かれてないので、一応この場で言うておかないと次の準備書の審査の時に揉めるなと思ったので、そこはお願いします。

[受託者]

そうですね。これは人触れの施設ですね。そういう場所において騒音環境がどういう影響なのかという点の指摘でございますので、工事中は関係ないと思うのですが、施設の稼働時にこれに対して、

今後その地点を選定して予測評価対象として参ります。

[永幡委員]

はい、ありがとうございます。以上です。

[伊藤歩会長]

はい、他にいかがでしょうか。石川委員お願いします。

[石川委員]

大分戻ってしまうのですが、3番の伊藤委員の質問のところで、私の4番の質問の回答で付けていただいていますけれども、牧野、畑地、再び牧野になった地域というのが実際にはどのあたりなのかというのは教えていただけますか。

[受託者]

今、牧野ということになりますと、方法書の5ページに衛星写真が記載してありまして、これによりますと風車5、6、7、8号辺りは現在牧野ということになっておりますので、この辺りが土地利用の変遷があったところと考えております。1号機から4号機に関しましては、尾根線上に位置しているのですが、これにつきましては保安林の方に入ってくる領域でございます。

[石川委員]

ありがとうございます。確かに1から5号機のところですね、水源<sup>かん</sup>涵養保安林にもなっているところで、実際の改変区域ではなくて、事業実施区域全体が保全区域に指定されていることを指摘したのですが、それに対する回答が、今牧野になっているようなところがあるということと実際の改変区域は小さいというお話でしたけれども、実際に水源<sup>かん</sup>涵養保安林が建つところにあるところもありますので、私が考えていた回答とは少し違うかなというところがあります。1から5までのところはどうしても保安林を改変しなければいけないところですね。そこについてどうお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

あとは、4番の追加に対する御回答ですが、ここに書いてあることは、最初にかなり広めに設定をしていたけれども、いろいろ環境影響を考えて区域を小さくしていったと。それで、環境への影響を小さくしましたというようなことが書いてありますけれども、当初より影響が小さくなったというような相対的な評価では意味がなくて、実際に今計画されているところで絶対評価として環境への影響はどうかというような形で考えていただきたいと思います。1番から5番あたりの保安林に被っているところもまだ残している理由を御説明ください。

[事業者]

そこに書きましたように、絞り込んできてはいるのですが、事業性とそれからここは民地でございます、そういったところでの活用というお話もいただいて参りましたので、冒頭の説明の中にもありましたように、できるだけ改変を極小にしながら、なおかつ地元の皆さんに貢献できるようにすることで、牧野組合さんのところを中心に先ほどの1～5ぐらいの、まだ4と5ぐらいのところ

は牧野組合さんなのですけれど、1～3のところは本当に森林のところに入ってくる形なのですが、できるだけ極小にしようということで検討しております。

[伊藤歩会長]

他にいかがでしょうか。

私から2点、私からの質問2番目で、例えば26、27ページ。地図のところ、区域内の風車の9、8番の間にピンク色のものがある、それは鶏舎ということですか。

[受託者]

はい。

[伊藤歩会長]

そこに対する影響というのはどうなのか御回答をいただきたいと思います。

[事業者]

我々も最初にそれを懸念して、鶏舎の方とも御相談をしましたが、基本的に風車を建てる影響については、彼らは小さいと評価をされて、歓迎するということをいただいています。それで我々としてもここに作ろうということにしました。

[伊藤歩会長]

実際に鳥は飼っているのですか。

[事業者]

はい。飼っています。

[伊藤歩会長]

影響は少ないのではないかと。

[事業者]

そうですね。

[伊藤歩会長]

はい、分かりました。

それからもう一つ。今日三宅先生が御欠席なので、私専門ではないのですが、35ページの29番の景観のところ、御指摘の最後のところに「巨大かつ垂直な人工物は視線を誘導するので60°よりも広い120°の視野角で検討することが重要です」とあって、その回答としてはガイドラインだと60°になっているからそれにしますという回答なのですが、これは専門家の方のこういった御意見を聞いて、いかがなのでしょう。本当に60°で十分なのかどうかお聞きしたいと思うのですが。

[受託者]

気象協会成田でございますが、120°の広い視野で検討すべきという御指摘をいただいております。すけれども、私どももその他案件を担当させていただいた中で、いろいろ審査もいただいております。すけれども、その中でこのもとになっている文献に基づいて今までずっとやってきてございまして、その中では60°ということではほぼ済ませさせていただいているというところでございます。ただ、今回こういう御指摘があった中で、全ての地点かどうかは検討しますけれども、特に広視野角で評価すべき点がございましたら、それは別途そういう画角で評価するなり検討いたします。

[伊藤歩会長]

はい、分かりました。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。リモートで出席の委員の皆さんはいかがでしょう。御意見ございませんか。それでは、他に御質問が無いようなので、非公開事項に該当する質疑がございますので、一旦会議を非公開にさせていただきたいと思っております。傍聴人の方は事務局の方に誘導していただいて、室外の方に御移動をお願いします。

(事務局が傍聴者を室外へ誘導しました。引き続き非公開部分の審議を行いました。)

[伊藤歩会長]

それでは、ただ今審議いただいて、非常に重要な場所だということでいろいろと御意見をいただきました。これらの意見を審査会の意見としたいと思います。事務局はこれらの意見を踏まえて、本件方法書に関する知事意見の作成をお願いします。

それでは以上で本日の審議は終了させていただきます。事業者の方は大変お疲れ様でした。進行は事務局にお返しいたします。

[事務局]

議事進行ありがとうございます。事業者さんもお疲れ様でございました。議事は以上になりますので、事業者さんは退席をお願いいたします。委員の皆様はその他の事項がありますが、一旦休憩に入ります。11時15分に再開いたしますのでよろしくお願いいたします。

## 5 その他

[事務局]

それでは、再開させていただきます。3のその他について、事務局から御報告いたします。

[事務局]

(資料No.2-1により、陸上風力発電所に係る環境影響評価の課題と対応について説明しました。)

[事務局]

ただ今の説明について、御質問等ございましたらお願いします。

[鈴木委員]

最後のアセス図書の情報の2次利用についての質問なのですが、これはデータベース状のものを環境保全課さんで作成するというを想定しておられるのでしょうか。

[事務局]

当課で対応するのは難しいところなので、あくまでもそのアセス図書の利活用の窓口を当課が担って、そのデータを県庁内の関係所属の方に提供し、必要な分析等を行っていただけるような仕組みを作りたいということです。

[鈴木委員]

つまりは、図書の情報を県庁としてしっかり保存して、それを利用できるように共有するということですね。

[事務局]

はい。

[鈴木委員]

利用範囲は、将来にわたるアセスに限定されるということですか。

[事務局]

はい。基本的にアセス図書情報ですので、現時点では希少種に係る累積影響評価と考えてはおりません。図書の利活用という観点で。もしかしたらそれも御意見あるかもしれませんが。

[鈴木委員]

別の課で環境アセス図書に掲載された希少種情報をデータベース化して、それを県のレッドデータブックの改定ですとか、あるいは公共事業に際して、関係部署に事前情報として、大まかな生息情報を提供するというをなさっているのですが、それと一部重なってくるような気がします、その点についてはいかがでしょうか。

[事務局]

ありがとうございます。そういう希少種の情報を活用したデータベースの作成との調整といったことかと思しますので、そういった県庁内の既存の取組との連携が上手く図られるようにしたいと考えています。勉強させていただきたいと思います。

[鈴木委員]

よろしく申し上げます。

[事務局]

他にいかがでしょうか。

[前田委員]

今の件について、今ひとつ分からなかったのですけれど、図書を見ることは構わないけれど、その情報を使ってはいけないということですか。

[事務局]

今のところは許諾がないとできないという整理で考えております。

[前田委員]

見ると使うの境目というか、見てしまえば知ってしまうわけですが、それを使わないというのはどういうふうにすればよいのでしょうか。

[事務局]

そこはちょっと難しいですね。データベースとしてそれを活用して、二次著作物のようなものを作るという過程については、許諾が必要と一旦整理しています。見てそれを知見として得るということと、それを活用して別の著作物を作るということはまた別問題で、それにあたっては原著作権者といえますか、そのデータ元の許諾が必要と整理されているという理解です。

[前田委員]

例えば、ある図書で、この場所に猛禽類の巣がありますということを見たとしても、ただその情報を例えばパソコン等に入れてしまうと駄目なのですよね。でも入れないで、頭で記憶していた人が、ある別な事業でそこは営巣地があるということを思い出して、それで例えばその事業に何か指摘をするというのは、これは構わないということですか。

[事務局]

そこは色分けが難しいですね。そういう素朴な疑問というか、あるかと思imasので、ちょっと整理します。

[前田委員]

閲覧はできるので、例えばその情報を見てください、載っていますよと言えますよね。そうすると、やっぱりあるのだとなってしまう。

[事務局]

非公開のものは閲覧されないなので、閲覧した方が記憶でいうところはまず無いという理解です。環境保健研究センターなり、環境保全課なり、自然保護課なりが非公開の図書を行政文書として持ちますから、情報をどう処理するかということになります。

[前田委員]

ちょっとまだ理解ができていませんが。

[事務局]

また改めて整理したいと思います。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

[石川委員]

素朴な疑問になってしまうかもしれませんが、これでチェックをしてきたということで、もうレッドゾーンになっている、こちらでお示ししているところに風力を建てるような計画を出してきたときには、環境影響評価をやらなければならないということですよ。結局こちらがいろいろ公表はするけれども、レッドゾーンになっているところに建てた計画を持ってきてはいけないというような強制的なものではないということですよ。そうすると、これができることで、現状でどのぐらい事業者さんの方で考えてもらえるかというのは、事業者さん次第になってしまって、何か強制的なことをできるわけではないですよ。

[事務局]

そうですね。そういった事業者の取組を広めていきたいというところはありますけれども。

[石川委員]

はい、分かりました。

[事務局]

他にいかがでしょうか。

[伊藤歩会長]

イメージ的な話なのですが、59 ページ目のゾーンのイメージで、中心部分がレッドゾーンでその周りがグレーで、あとは青の部分という感じなのですが、これでいくと基本はその青の部分に建ててもらいたい。だけど、レッドやグレーのところに建てたいと言われてしまったときにどうするかということで、レッドは外して、グレーのところはきちんと評価をして、良ければそこに建てても良いということだと思いますけれども、イメージとしては、その周りの青い部分にできるだけ建ててもらいたくて、やはりグレーのところはちょっと怪しいのでそこは外すというようなイメージにしていた方がいいのかなと思いました。そこはいかがでしょうか。

[事務局]

そうですね。レッド、グレー、それ以外みたいな感じですけど、レッドは当然回避が優先、ただグレーと言ってもそれはアセスをやる以上はやはり回避が優先という意味では、要注意なところだという位置付けをしっかりとしたいと思います。この促進区域、ブルーのところに置かれることが想定されていますので、そういったブルーに事業計画がいくような取組はやはり必要だと思います。このゾーニングの見せ方プラス、いろいろな市町村での取組と連携する必要はあるかなと思います。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

[永幡委員]

グレーゾーンを作るということ自体はとても良いアイデアだなあと思っているのですが、例えば騒音のところで見ると、シミュレーション結果が 35dB 未満の場合に限るという話になるのですが、シミュレーションの仕方次第で、要するに、業者のさじ加減で変わってくることもありますよね。そうすると、事後調査でがっちりやらせた上で、でも、事後調査をやってみたら結局超えちゃいましたとなってしまうんじゃないか。それがちょっと心配で、事後調査をした上でやはり駄目なものは止めるとか、改善させるぐらいのところまで考えておかないと、やったもの勝ちで逃げ切れてしまうなあと感じて見っていました。

[事務局]

ありがとうございます。事後調査で問題があったときにどうやって対応する担保を取れるかというところだと思います。事後調査は本来であれば条例対応が望ましいのですが、緊急対応でこうやって要綱ベースでスタートしますが、そこら辺はしっかりと見極めて、担保を取れるような仕組みを考えなければいけないという認識です。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

それでは時間の都合もございますので、一旦この場での御報告は以上とさせていただきます。改めて、今年度3月の審査会で再度附議いたします。その前提として、後日、特にこの評価の手法の辺りについて意見照会をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に資料No.2-2と資料No.2-3を一括して御説明したいと思います。

[事務局]

(資料No.2-2により、第2種事業の判定に係る課題と対応の方向について説明しました。)

[事務局]

(資料No.2-3により、環境影響評価手続の実施状況等について説明しました。)

[事務局]

ただ今の説明について、御質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。その他、この際委員の皆様から何かございませんでしょうか。

それでは、本日も貴重な御意見、御質問等ありがとうございました。今年度は3月にあと1回開催を予定しておりますので、御多忙のところ恐縮ですが、よろしくお願いいたします。以上をもちまして本日の審査会を終了いたします。長時間ありがとうございました。